

社会保障改革に関する意見等
(集中検討会議への準備作業会合における提出資料要旨)

資料 3

事項	項目	財務省	総務省	経済産業省	文部科学省	内閣府 (少子化対策・男女共同参画)
1. 総論的事項	社会 保 障 改 革 の 基 本 方 針	・社会保障と税の一体改革のポイントは、①社会保障の安定の実現、②社会経済の変化に対応した機能の強化、③社会保障の安定・強化と財政健全化の同時達成。	・改革の視点は、①社会保障制度の持続可能性の確保、②制度の簡素化、柔軟性の確保、制度相互間の連携（制度における地方自治体の自己決定・自己責任の確立）、③対人社会サービス（現物給付）の質・量の充実、の3つ。 ・世代間、地域間で偏りがないよう確実性・公平性を重視すべき大きなセーフティネットと、柔軟性を重視すべききめ細かなセーフティネットの2つが調和しつつ、国民の満足度の高い社会保障サービスを提供できるようにする。	・社会保障が経済成長と相互に関連し合う動的なものとしてとらえる必要があるのではないかな。 ・「多くの現役世代が少ない高齢世代を支える」ことを前提に構築された現行の社会保障制度を維持すると、現役世代の負担が大きくなるが、社会保障制度の持続可能性の観点からどう考えるかが課題。	・少子高齢社会の中で持続的な社会を実現し、国民一人一人の能力を発揮するため、「切れ目なく全世代を対象とした社会保障」と「未来への投資としての社会保障」が重要。 ・今の日本が置かれた状況は格差（負の連鎖）が固定化しつつあり、1人1人に教育の機会（共通のスタートライン）を保証する必要 ・人口減少社会において、一人一人の潜在能力（ケイパビリティ）を最大限に伸ばし、トランポリン社会を実現することが必要。	・昨今の経済社会情勢を踏まえ、男女がともに生きやすい社会、働く意欲のある女性が能力を発揮できる社会を創るためにも、男女共同参画の視点から、かつての男性片働きを前提とした制度を、一人ひとりの活動の選択に中立的な制度とすべく検討することが必要。特に、配偶者控除制度や年金の第3号被保険者制度、非正規労働者への社会保険適用の在り方については、更なる検討が必要。 ・すべての子どもへの良質な成育環境を保障する社会、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現する。
	目 指 す べ き 社 会 保 障 の 姿（給 付 と 負 担）	・少子高齢化が急速に進展する中、現行の社会保障制度は給付と負担のバランスが崩れた状況。 ・サービス量の不足（医師不足、待機児童などのほころびの補修）やサービス量の拡大（高齢化等に伴うサービス量の拡大）への対応。 ・あわせて、国民の理解を得る前提としてのサービスの重点化・効率化が、質的な機能強化につながる。	・予防、就労支援（自立支援）、相談業務等の機能強化により、個人が支えられる側から支える側に回れるよう支援。 ・制度の運営に係る規制を簡素化し、必要最小限のものを法令で定める。それ以外は地方自治体の裁量に委ね、自己責任の下で運営。 ・制度の柔軟性を確保するため、施設基準等の緩和、財政面での自由度拡大（包括的な財源措置等） ・現場の経験を制度に反映させるしくみを構築 ・多様な事業主体の参画などにより、対人社会サービスを質と量の両面から確保 ・特に、子育て世帯や現役世代に対するサービスを充実 ・専門的な対人社会サービスの職務に携わる非正規職員の正規職員化。	・少子高齢化を新たな需要や雇用の創出につなげるための成長戦略の推進 ① 女性や高齢者、若者が生きがいをもって働ける社会の実現 ② 医療・介護・健康分野における多様な事業主体の参入等によるライフ・イノベーションの促進 ③ 高齢者が安心して生活できる環境の整備や高齢者が望むサービス・商品の開発促進による高齢者の消費活性化 ・持続可能な社会保障の実現 ① 民間の創意工夫の活用 ② 真に必要なニーズに応えるための公的保険分野の再検証 ③ 公的保険を補完する自助努力の支援	・「切れ目なく全世代を対象とした社会保障」、「未来への投資としての社会保障」の原則を踏まえ、全ての人に活躍のチャンスが得られるよう、子ども・若者の学びを切れ目なく支援し、「強い人材」の実現による雇用・就業の拡大を図ることにより、教育や雇用と連携した社会保障と経済成長の好循環を確立。	・人口減少・高齢化が進む中で将来の社会保障や経済を支えていくためには、女性の就労を支援してM字カーブ問題を解消し、女性の潜在力を最大限活用することが必須。 ・また、次世代が良質な成育環境の下で育つことを保障することも、社会保障制度を持続可能なものとするために不可欠。

	施 策 の 優 先順位	・機能強化の検討に当たっては、まずサービス量の増加という視点が必要（サービス量の増加につながらない単なる負担の軽減といった視点は優先順位が劣後）。			・人口が減少しようとも持続可能な社会のためには、未来への投資が必要。未来への投資として、教育の果たす役割は大きい。 ・全世代を通じてみると、若年層へのサービスに関する給付は少なく、負担は大きい。若年層の少なさを考慮しても、日本は家族・教育・積極的労働政策（ポジティブ・ウェルフェア）への支出は少ない。 ・少子化が進む諸外国も未来への投資を着実に図っており、日本も全世代を対象とした社会保障が必要。	・子ども・子育て新システムは、社会保障の中でも優先課題。（「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月 14 日閣議決定）
2・医療・介護	サ ー ビ ス 提 供 体 制 の 見 直 し （重点化、効率化、機能分化と連携、地域包括ケア等）	・医師不足に対応して、①急性期入院医療、②在宅医療・介護への人・資源配分の重点化＝診療報酬・介護報酬の配分見直し。（有識者検討会報告） ・医師を全国に計画配置。（集中検討会議・読売資料） ・「家庭医」の普及、大学病院等では専門医が難しい病気の治療に専念。療養病床などの高齢患者を介護施設に誘導。（集中検討会議・日経資料）	・画一的な健診制度から、保健師による相談や健康づくりの充実により、医療費を抑制 ・介護予防の充実により、介護費用を抑制 ・介護施設の基準の緩和、多様な事業主体の参画などにより量的に拡充。 ・介護職員等の処遇改善。	・患者のQOLを大事にした終末期をおくことを可能とするため、病院治療から在宅介護へ選択の幅を拡大すべきではないか。 ・看護師や薬剤師、作業・理学療法士の役割の強化を図るべきではないか。また、医療経営人材の育成により経営能力向上を図るとともに、医療機関の経営統合等を推進すべきではないか。 ・特別養護老人ホーム（特養）の整備を行おうとするのであれば、都道府県による有料老人ホーム等の特定施設を総量規制から除外することにより、民間活力による施設整備を促進すべきではないか。 ・「おたっしやポイント」の導入により、高齢者が地域ボランティア活動等に従事することにより健康を維持・増進することを支援・促進すべきではないか。		

	保 険 制 度 の安定（保 険 者 機 能 の強化等）		・国保を都道府県単位化することにより、保険料の格差是正や財政基盤の安定化を推進（将来的に、国保及び被用者保険の一元化を視野） ・国保に低所得者が集中する構造に鑑み、公費配分や被用者保険との財政調整等により財政基盤を強化	・保険者が保険支出を削減するインセンティブを強化する。例えば、健診・保健指導の実施率等、メタボ率に応じて、後期高齢者医療制度の後期高齢者支援金を加減算する仕組みを強化すべきではないか。		
	公 的 給 付 の あ り 方・利用者 負担等	・医療保険の場合、ビックリスクをみんなできちっと支え合うが、中所得以上の人はスモールリスクは自助努力で賄うということも一つの考え方である。（集中検討会議・吉川委員発言） ・軽度の要介護者等への給付の見直し（重点化）（集中検討会議・経団連資料）		・高齢化や生活習慣病の増大に伴い、予防・リハビリなどサービスの需要が多様化していることに鑑み、公的保険・医療行為の範囲を明確化することで、保険外での新市場の創出を図るべきではないか。 ・市販品類似薬（うがい薬、湿布薬等）は公的保険の対象から除外すべきではないか。また、ジェネリック医薬品及びジェネリック医薬品のある先発医薬品の薬価の見直しを進めるべきではないか。 ・介護報酬を、時間ではなく、個別のサービス内容で定めることとし、そのサービス内容は基本的なものとすべきではないか。それ以外のサービスについては自己負担とし、一体的に提供可能とすべきではないか。 ・IT等を活用することにより事務作業を効率化し、介護サービスの提供時間が月間 450 時間又は介護士・ヘルパー10 名増すごとに 1 名の事務職の必置基準等を緩和すべきではないか。 ・軽度者は保険給付の対象外とすることにより、重度の要介護者に十分な介護サービスを提供すべきではないか。 ・特養への入所は、より必要性の高い重度の要介護者に重点化すべきではないか。		

	医 療 イ ノ ベ ー シ ョ ン ・ 技 術 革 新 へ の 対 応 等		・ I C T の活用により在宅での健康 管理を推進	・ どこでもMY病院構想の推進等により、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、どここの病院に行っても活用できるようにすることで、重複投薬等を防ぐべきではないか。また、カルテの電子化と電子化するときの標準化を進め、データ分析を通じた「診療行為の標準化」など根拠に基づいた医療（EBM）を実現すべきではないか。		
3 . 子 ども ・ 子 育て	子ども ・ 子 育 て 新 シ ステム		・ 子育てサービスの充実（子ども・子育て新システムの制度設計において地方の自由度を拡大）。子どものニーズに応じた保育サービスや就学前教育を実施（幼保一体化など）。保育施設や人員配置の基準の緩和、多様な事業主体の参画などにより量的に拡充。保育ママ、一時預かり等のメニューの弾力化や財政面での自由度拡大。			・ 以下の基本的な考え方に基づく「子ども・子育て新システム」を構築。 ○すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援。 ・ 質の高い幼児教育・保育の一体的提供（幼保一体化） ・ 保育の量的拡大による待機児童の解消 ・ 家庭における養育支援の充実 ○基礎自治体（市町村）が実施主体 ○子ども・子育て会議（仮称）の設置 ○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担 ○政府の推進体制・財源を一元化

	働き方・仕事と子育ての両立等	・国・自治体・企業・利用者が子育て支援の拡充のために力をあわせる必要（有識者検討会報告）	・保育士等の処遇改善。児童福祉司等の専門性の向上等による相談業務の強化。		・教育段階では家庭の負担が大きく、子育て・教育の真っ最中である主に 30～50 代の現役世代の負担大。 ・国際的に見ても、日本の子ども・若者向け公的支出は 39 カ国中 38 位と下位に位置し、若年層の少なさを考慮しても、家族・教育・積極的労働政策（ポジティブ・ウェルフェア）は低レベル。 ・教育費の負担は少子化の最大の要因。 ・義務教育において、すべての子どもに自立して社会に参加できる基盤を確立（少人数学級などによる低学力層への支援、低所得世帯を対象とした就学援助の充実など） ・高校教育・高等教育において、意思があれば学びを継続できる環境を整備（低所得世帯を対象にした経済的支援（授業料減免、奨学金等）の充実、米国並みの修士・博士課程の学生に対する支援など） ・高校生・大学生等の就業力強化・社会人の生涯にわたる職業に関する学びの推進（雇用の流動化や成長分野の担い手創出に向けた人材育成、社会人の生涯にわたる職業に関する学びの推進、社会人の学び直し・資格取得の機会の創出や経済的支援の充実など）	・女性の潜在力の発揮が経済社会の活性化に不可欠。就業継続や子育て後の再就業の支援が重要。
4・年金	年金制度抜本改革の考え方・改革のプロセス			・公的年金の持続可能性を明らかにするため、アメリカのように、①受給年齢に達している現在加入者、②受給年齢に達していない現在加入者、③将来加入者ごとに、保険料と給付額の見込みを提示し、世代間扶養の状況を明らかにする公的年金会計を導入すべきではないか。		
	最低保障機能、基礎部分の設計・財源	・低所得者に対する「自立応援年金」（月 2 万円程度、財源は高所得者の基礎年金国庫負担分を削減等）（集中検討会議・産経資料）		・高齢者間における所得再分配の観点から、高い所得を有する者に対する基礎年金給付の減額や公的年金等控除の縮減によって得た財源を所得の低い高齢者の基礎年金・最低保障年金に充当すべきではないか。		

	所得比例部分の設計（適用拡大・一元化等）	・非正規・パートは「新厚生年金（厚生・共済一元化）」へ（集中検討会議・毎日資料） ・パート労働者への厚生年金適用（集中検討会議・産経資料）				・非正規労働者の割合は女性雇用者の半数超。また、非正規雇用が増加する中、男性世帯主の安定的雇用を前提とした現行制度にほころびが生じており、非正規労働者への社会保険の適用拡大の検討が必要。
	その他（マクロ経済スライドのあり方等）	・一定以上の年収世帯は、基礎年金をクロージャック（払い戻す）（集中検討会議・連合資料）		・高齢者の雇用環境の整備を進めることを条件に、年金支給開始年齢について、段階的に年齢引き上げを行うべきではないか。 ・個人の自助努力を支援するため、一定年齢以上（60 歳前後）の引出しを条件とする資産形成に対する公的補助制度又は税制優遇により、私的年金の充実を図るべきではないか。 ・確定拠出年金（日本版 401K）におけるマッチング拠出解禁の早期実現及び拠出限度額の引き上げにより、更なる制度充実を図るべきではないか。 ・リバースモーゲージ制度や自宅を賃貸し家賃収入を得ることができる制度の利用を促進すべきではないか。 ・マクロ経済スライドを物価下落時においても実施すべきではないか。 ・公的年金の国債依存の運用を見直すとともに、企業年金基金の保有する資産の運用高度化を図るべきではないか。		・第 3 号被保険者制度について、男女共同参画の視点から、更なる検討が必要。

5. 貧困・格差対策	社会的包摂・参加保障（若者自立支援、職業能力開発、パーソナルサポート等）	・求職者支援制度法案の成立、同制度の活用 ・縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援（有識者検討会報告）	・地方自治体の福祉事務所、雇用・住宅担当部局が中心となり、国のハローワーク等との協働により、包括的支援（パーソナルサポート）を実施。 ・NPO等様々な主体により、縦割りの制度の垣根を超えて就労等を支援。縦割りのサービスでは効率性が期待できない地域において多機能型サービスを提供。障がい者、DV被害者などの個人の実情に応じて、雇用、教育、福祉の垣根を超えた包括的支援。 ・ケースワーカー等の専門性の向上等による相談業務の強化。		・家庭の経済状況と学力や進学には相関関係が明確に存在し、大学進学率には地域格差がある。また、学歴は卒業後の就労形態や所得に影響し、その影響は次世代へと続き、負の連鎖が発生。 ・負の連鎖を断ち切り、所得にかかわらず一人一人が共通のスタートラインに立つことを保障していくことが、大きな政治課題。 ・少子高齢化により生産年齢人口は減少の一途をたどると想定されるが、我が国が発展するためには、生産年齢の生産力を向上させることが必要。 ・しかしながら、特に若年層の失業率や非正規雇用率は増加。また、そのような中、スキルの向上や学び直しのために必要な企業の人材育成機能は低下し、社会人の学び直し等のために高等教育機関に入学する社会人の割合も国際的に見て非常に低い。 ・一人一人が、家庭の状況にかかわらず教育のチャンスを与えられ、そこで知識・能力を高め、社会で活躍するチャンスを得られるよう、義務教育段階や高等学校・高等教育段階等において経済的支援や人材育成を実施。	
	生活保護制度のあり方		・健康で働ける世代に対し集中的に就労支援を行うことにより、自立を支援 ・高齢者に対しては、生活保障を確保（年金支給額との均衡に配慮）			

6. 財源確保と財政健全化	財政健全化の同時達成	・1990～2011 年度における国の一般会計歳出の伸びの大半は社会保障関係費の伸び。国債発行額の増加は、税収の落ち込みとともに、社会保障関係費の伸びが影響。 ・高齢化の進展に伴い、この 20 年間で国・地方を通じた社会保障の支出規模は倍増し、その分政府（国・地方）の総支出が増加。他方、負担水準はむしろ低下。給付と負担のバランスが崩れ、将来世代の負担に依存。 ・主要国でも、高齢化の進展に伴い、社会保障支出が増大しており、日本は顕著。一方、主要国では概ね負担水準が上昇しているが、日本はむしろ低下。 ・OECD 諸国と比較してみると、日本の社会保障支出は同程度である一方、国民負担率は低水準。 ・税制抜本改革で国・地方を通じた社会保障給付の安定的財源を確保し、まずは「基礎年金国庫負担 2 分の 1」をはじめとした制度の安定化に、さらには機能強化にも対応。 ・なお、消費税を引き上げる場合には、国・地方の物資調達等にかかる支出が増加することに留意。 ・リーマンショックの影響で主要国の財政状況は悪化。昨年の G20 トロント・サミットで主要国は財政健全化についてコミット。社会保障給付に見合った安定財源の確保が、国際公約ともなっている財政健全化の同時達成につながる。	・社会保障費の毎年の自然増は、国費が約 1 兆円、地方費が約 0.7 兆円と、国・地方ともに大幅な増額が毎年度見込まれる。このため、自立支援の充実などより社会保障制度の持続可能性を確保する取組を強化するとともに、国・地方ともに安定的な税財源を確保する必要がある。		・我が国が持続可能な国家となるためには、少子化の改善とともに、生産人口一人一人の能力を高めることが必要。 ・これには、未来への投資として教育の果たす役割は大。多角的な学びの支援により、一人一人の知識・能力を向上させ、生産人口としての生産性を高めていくことが最大の処方箋。 ・このような好循環により、安定した就業による社会保障の健全化や生産性の向上による財政の健全化、子どもを産み育てる安心感の醸成がもたらされ、持続可能な社会保障が実現可能。	
----------------------	-------------------	--	---	--	--	--